

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 手話通訳者養成支援事業費(国補)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111(内3482)

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,700 千円 (前年度予算額：3,700 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,700	1,850	0	0	0	0	0	0	1,850
要求額	3,700	1,850	0	0	0	0	0	0	1,850
決定額	3,700	1,850	0	0	0	0	0	0	1,850

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

現在、岐阜県において、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者養成を行っているが、手話通訳者が増えていない。

【課題1】

手話奉仕員は、「手話でろう者と会話できる」レベルの者であるのに対し、手話通訳者は、「手話を用いて、他者間の会話を通訳できる」ものである。

そのため、手話奉仕員修了者は、2～3年手話サークル等で自主的に実技訓練し、レベルを上げ、手話通訳者養成講座に入らなければならない。しかし、途中で脱落するものが多く手話奉仕員から次の段階に進めない者が多い。

【課題2】

手話通訳者統一試験は、全国統一試験の合格率が低い。全国平均15%のため、1度の試験で合格することが難しい。そのため、手話通訳者養成講座修了後、合格までに年数を要する。

(2) 事業内容

<手話奉仕員向けスキルアップ講座>

- ①対 象 20名(手話奉仕員、次期手話通訳者養成講座受講希望者)
- ②講 師 手話奉仕員養成講座担当講師
- ③講座内容 実施回数：全15回
講座内容：手話基本文法について

<手話通訳者等統一試験対策講座>

- ①対 象 40名(本年度手話通訳者統一試験受験希望者)
- ②講 師 手話通訳者養成講座担当講師
- ③講座内容 実施回数：全20回
講座内容：手話統一試験対策(場面通訳、要約等)

(3) 県負担・補助率の考え方

国1/2 県1/2 国庫補助 [地域生活支援事業]

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	3,700	手話奉仕員向けスキルアップ講座 520千円
		手話通訳者統一試験対策講座 725千円
		人件費 2,455千円
合計	3,700	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県障がい者総合支援プラン

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 岐阜県内における手話通訳者数を増やし、聴覚障がい者の情報保障を支援する。
 現在、県内161名で、50歳代以上に偏っているため、新たな手話通訳者を増やしていく必要がある。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
①手話通訳者数	155名	153名	166名	172名	172名	100.6%
②手話通訳者統一試験 累積合格者数（累計）	11名	28名	36名	42名	42名	113.3%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員向けスキルアップ講座：受講者：20名 手話通訳者統一試験対策講座：受講者：14名
	指標① 目標：154名 実績：153名 達成率：99.4%
	指標② 目標：24名 実績：28名 達成率：116.7%
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員向けスキルアップ講座：受講者：16名 手話通訳者統一試験対策講座：受講者：24名
	指標① 目標：160名 実績：161名 達成率：100.6%
	指標② 目標：30名 実績：34名 達成率：113.3%
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 2	聴覚障がい者にとって、手話通訳者は意思疎通を図るうえで重要な存在であり、平成30年度から施行された「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」に基づき聴覚障害者への支援を行う必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	現在の手話通訳者の養成課程で、手当ができていない箇所に対して対応するため、手話通訳者の養成に繋がっていくものと考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 2	現在、手話奉仕員養成や手話通訳者統一試験を実施する(一社)岐阜県聴覚障害者協会に依頼することにより、手話通訳者の養成に向けて切れ目のない対応をすることができる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 手話通訳者につなげるため、養成課程で切れ目ない支援が必要。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 聴覚障がい者の社会参加を進めるためには、意思疎通者が不可欠であり、本事業の実施が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】